

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部改正

一 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）について、猟銃の所持の不許可の要件となる凶悪な罪として刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の三に規定する強制執行行為妨害等の罪等を追加することとするほか、所要の改正を行う。（第一条関係）

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）について、所要の改正を行う。（第二条関係）

三 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する

法律第八条第一項第二号の罪を定める政令の一部改正

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第七十一号）について、所要の改正を行

う。(第三条関係)

四 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正  
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令(平成二十  
年政令第三百四十六号)について、所要の改正を行う。(第四条関係)

## 第二 施行期日

この政令は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行  
することとする。ただし、第一の二の一部については、公布の日から施行する。